

飲食関連事業者復活支援金の対象業種

主たる事業が下表のいずれかに該当する事業者が対象となります。

ア 飲食店

イ 飲食関連事業者

業種名	飲食店と取引する具体的商品またはサービス例
① 食品製造業	畜産食料品、水産食料品、農産食料品、調味料製造、パン、菓子、麺類、惣菜など
② 飲料製造業	サイダー、ジュース、ぶどうなどの果実酒、ビール、清酒、コーヒー焙煎など
③ 店舗用装備品製造業	陳列棚、陳列ケース、飲食店の装備品など
④ 情報通信業	ホームページ制作など
⑤ 道路貨物運送業	食材等の配送業者
⑥ 飲食料品卸売業	野菜、果実、食肉、生鮮魚介、農畜産物、水産物、調味料、酒類、乾物、菓子・パン、飲料、茶類、牛乳、乳製品など
⑦ 石油卸売業	灯油、プロパンガスなど
⑧ 事務用機械器具卸売業	レジスタなど
⑨ 荒物卸売業	たわし、掃除用ブラシ、ざる、しゃくしなど
⑩ 陶磁器・ガラス器卸売業	瀬戸物、焼物、ガラスコップなど
⑪ じゅう器卸売業	プラスチック製容器、漆器、金属製食器（ナイフ、スプーンなど）
⑫ 金物卸売業	刃物、鍋、フライパン、やかんなど
⑬ 花・植木小売業	花屋、植木、盆栽など
⑭ 広告業	インターネット広告業など
⑮ 洗濯業	クリーニング、ランドリー、洗濯物取次業、リネンサプライ業
⑯ 廃棄物処理業	し尿処理運搬業、し尿処分業、浄化槽清掃業、ゴミ収集業、ゴミ処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業
⑰ 看板製造業	店舗用看板製作など
⑱ 接客サービス	コンパニオン業など
⑲ 厨房機器、設備販売、メンテナンス業	厨房機器、エアコン、給湯器、冷蔵庫など
⑳ その他	おしぼりや割り箸など飲食店で使用する消耗品、調理器具、食器、カラオケ機器（レンタル含む）などの納入業者